

防災通信1～20号と今までの防災資料からドリームハイツの防災活動をまとめました。

## 1. 県ドリームハイツ防災隊の発足と2014年の組織図（添付資料1）

県ドリームハイツ防災隊の発足は2004年6月12日で、10年経過しました。

初代防災隊隊長は須賀 芳夫氏で防災隊員32名でした。

現在の県ハイツの防災組織は、自治会、管理組合、防災隊の三者で構成されています。各組織が各々の活動部を掌握して、平常時及び災害時の役割を担っています。

## 2. 地震に対する行動指針

2-1. 地震に対するこの行動指針は、【建物が倒壊しない】ことを前提にして、可能な限り自室での安全な生活が営まれるように規定しています。

1) ゆれが来る前の事前の備えが大切です。チェックリストでご確認ください：

☆「わが家の防災安全チェック～自然災害」（添付資料2）

☆「わが家の防災安全チェック～家庭内事故の防止」（添付資料3）

☆「班会議での話合ってください」（班のメンバーは顔の見える関係に）（添付資料4）

班長は「“最新”の安否確認シート」で班内の所帯数と要救援、救護者を確認

☆「非常持出品チェックリスト」（ご家庭のリストを作ってください）（添付資料5）

☆「防災マニュアル-1」をご確認ください（身を守るための注意事項）（添付資料6）

2) 地震発生時の対応

2-1) 火災発生時の行動（家庭の消火器の使い方を覚えておこう）

・その場に合った身の安全を図りましょう（ゆれが静まるまで）。

⇒普段から避難経路（上か下か横か）を考えておきましょう。

・すばやい火の始末⇒火を消す3度のチャンスを活かしましょう。

A: 最初は小さな揺れを感じたとき

B: 大きな揺れが収まったとき

C: 出火したとき（出火しても1～2分程度では燃え広がりにません。手近な消火器で消せるはず）

2-2) 「大地震発生したときトイレは使えません」（震度5弱以上の地震）

点検したのちに使用してください（添付資料7）

1階から最上階まで順次排水管の正常確認が完了するまで、トイレ等一切の排水行為は禁止です。

2-3) ライフラインが欠如したときにご自宅で生活できるようにしていますか？

「ライフライン欠如対応マニュアル-2」でチェックを（添付資料8）

2-4) 地震が発生したとき【本部からの指示】により 班長は安否確認をして、

「安否確認シート」に確認内容を記入して防災幹事に提出します。

2-5) 帰宅困難者の対応

事前に帰宅ルートを家族に知らせておくことが、安否確認の基本です。

- 2-2. 建物が倒壊した時はゆれがおさまるまで、まず身の安全を確保してください。  
本部の指示に従い、地域防災拠点（深谷台小学校）に避難することになります。  
この時、必要な非常持出品を持参する。

### 3. その他

- 1) NTT 災害伝言ダイヤルの利用（普段からご家族と連絡方法を決めてください）

#### NTT災害伝言ダイヤル【 171】

にダイヤルしてガイダンス（案内）に従って下さい。

- 2) 地震時エレベータが停止したときの対応

震度4の地震（40から110ガル）に対して60ガルの加速度計が作動してエレベータが停止した場合、1分以内にエレベータは自動復帰します。

揺れが大きく100ガルの加速度計が作動した場合はエレベータのサービスマンが点検を終わらないと復帰しません。

地震でエレベータ内に閉じ込められた場合は、数分内にエレベータ内インターフォンから状況を尋ねてくるので、落ち着いて対応して下さい。

もし、オペレータからの連絡がない場合は、操作パネルのインターフォンボタンを5秒以上長押しして下さい。

**防災通信は防災ファイルに綴じておいてください**